

## 社会福祉法人光美会 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は社会福祉法人光美会の理事、評議員及び監事の報酬について定めるものである。

### (理事・評議員の報酬)

第2条 理事及び評議委においては、その役職のみにては報酬は支払わず、理事長の命を受けて実務が伴う業務に服した場合にのみこれを支払う。その額は8,000円とする。

### (監事の報酬)

第3条 監事においては、法人の決算に関する業務及びそれに付随する業務に対して下記の報酬を支払う。

- |   |                            |        |
|---|----------------------------|--------|
| 1 | 監事会に出席したとき                 | 7,000円 |
| 2 | 理事会に出席したとき                 | 7,000円 |
| 3 | 評議員会において意見を求めるため、出席を要請したとき | 7,000円 |

### (理事会、評議員会への出席に伴う報酬)

第4条 理事、評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、下記の報酬を支払う。

理事会、評議員会に出席したとき	7,000円
-----------------	--------

### (報酬の改定)

第5条 この規定に定められる報酬が、経済事情等の変動によりその額が著しく不相当と認められるに至ったときには、理事会、評議員会で協議の上変更できるものとする。

### (適用の除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員が、この規定を適用しない。

### 付 則

この規程は、平成20年4月1日から実施とする。

### 付 則

この規程は、平成21年1月1日から実施とする。

### 付 則

この規程は、平成29年12月1日から実施とする。